

生駒市条例第24号

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「報酬」を「年額報酬」に改め、「副機関員手当は」の次に「当該年度の翌年度の4月に支給し、出勤報酬は」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

出勤報酬

| | | |
|---------|-------|--------|
| 災害の場合 | 1日につき | 8,000円 |
| 災害以外の場合 | 1日につき | 4,000円 |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第15条第4項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の年度に係る団員の報酬、機関員手当及び副機関員手当について適用し、同日前の年度に係る団員の報酬、機関員手当及び副機関員手当については、なお従前

の例による。